

(別紙)

議員提出第1号議案

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例

島根県議会委員会条例（昭和34年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務部」の次に「、広報部」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。